#### (3) その他の特徴的史料

#### (a) 近世の東金地域史料

の制約など大きな負担となった。 こととされた。しかし農民にとっては、鷹狩の為の鳥獣保護や農作業 て指定され、東金御殿も築造され、徳川将軍ゆかりの地となり名誉な 近世の東金地域は、徳川家康の御成りによる鷹狩以来、御鷹場とし

るような真忠組事件も発生している。 また、幕末の文久三年(一八六三)には、幕藩体制の危機を象徴す

【史料 57】御鷹御用ニ付廻状

廻状 御鷹御用戸田久次郎組

し候間、

乍御苦労御出銭被成此もの江御渡し可被下候

銭四拾弐貫百五拾文

(1)

東金町始

野廻役

大多和弥平次

以廻状申達候、然者近々御鷹御下り之旨被 仰越候間、 其村々田場水切

順達留村ゟ大多和弥平次方江相届ケ可被給候、已上 落藁取片付御用御差支ニ不相成様可被致候、且此廻状村下江令請印早々

野廻役

渡辺新右衛門

石野 与七

板倉鎌次郎 大多和弥平次

東金町始 田間村終

子十一月十九日

右村名主中

(2)廻状

元治二乙丑正月

囚人番銭食料諸掛り割合帳

田間村組合十ヶ村

締御出役 以廻状得御意候、然者去子十一月廿六日ゟ当丑ノ正月八日迄 口述 駒崎清五郎様ゟ御預ケ之囚人番せん并食料例之通り割合いた

関東御取

内弐拾壱貫七拾弐文 高割

囚人番銭食料諸掛り共

子十一月廿六日ゟ丑正月八日迄

弐拾壱貫七拾弐文 面割

高百石ニ付弐百八拾九文

壱貫五百七拾八文 高割 求名村

二口人

弐貫百七文

面割

同村

三貫六百八拾五文

丑正月十三日相渡し申候、以上

(3)

廻状

御鷹御用戸田久次郎組

野廻役

大多和弥平次

以廻状申達候、然者其村々江御渡ニ相成居候御鑑札此度改被 仰付候

来ル八日東金町我等共旅宿迄鑑札持参、尚又御地頭所御性名并ニ

名主組頭預り主名前書付印形持参ニ而可被出張候

鷹御用相済候二付村々田場等江水掛可致様可仰付旨被仰付候間、 段申達候、 且此廻状村下江請印致し留村ゟ当日早朝相返し可被申侯、 右之

以上

丑:

一月朔日 辰上刻

野廻役

渡辺新右衛門

板倉官次郎 石野与七

大多和弥平次

(目録番号 A3-1)

【史料 58】 小金野鹿狩ニ付廻状

寛政度高百石ニ付人足何人相掛り候内何人者正人足何人者賃銀納ニ相 成候哉、右人足者勢子相勤候哉御獲物縊方又者御配方致シ候哉、其外 右之通り相心得十月十五日迄馬喰町御用屋敷御鹿狩御用調所江可申立 何役相勤候哉、右等之訳ケ相分り候村方有之候ハヽ其段可申立候

> 候、 此廻狀別紙触書一 同即刻順達留り村ゟ可相返者也

斎藤嘉兵衛

青山 録平

築山茂左衛門

一総国武射郡山辺郡

嘉永元年

御領

申ノ十月

村々役人

分共ゟ触当次第ニ無遅滞可差出候、且掛り高取調左ニ申達候、 来春小金原御鹿狩ニ付勢子人足御普請請人足等別紙触書之通り相心得自 私領の分

者村方地頭領主姓名一村限り可書付出候

但御朱印地除地寺領分同様可相心得候

無民家持添新田之分者其分ケ可申立候

等可相認候

御料所村ニ者支配江掛合村高取調候間別段書出しニ不及候

右御鹿狩御用人足之儀者都而寺社 御朱印地并ニ除地高江茂相掛り

候筈ニ候間其旨相心得可申候

諸役免許ニ 御朱印有之候欤又者右ニ準シ候重証拠書物有之寛政度

御鹿狩之節者免除被仰付候ハヽ可差出候

一手余り荒地高其外川々国役金年々免除相成り来り候高有之候ハヽ可申

ゟ馬喰町御用屋敷御鹿狩御用調所江可相返候

追而此触書披見之上別紙帳面江村々役人共請印致シ早々相廻シ留り村

儀御代官築山茂左衛門青山録平斎藤嘉兵衛断次第ニ無滞可差出候、将来春小金町御鹿狩有之ニ付勢子人数并ニ道造御普請等其外御用人馬之

人差図次第二可伐払候、此旨不可違背者也又御場所并ニ御道筋等障りニ相成り候竹木之儀者右御代官其外掛り役

217

保石 印

岩太 印

親助

大和 印

同 民役

佐渡印

河内 印

嘉永元年申ノ十月

(目録番号B-3)

【史料 59】小金野御鹿狩ニ付廻状

御鹿狩御用

(状) 役所

刻付酉ノ二月廿八日子ノ上刻出ル

下総国千葉郡実籾村始

図可請候、万一遅参不参等有之候而者不相済間、諸事差支無之様急度相たし、同十五日昼六ツ時迄六之手揃所江罷越し掛り役人江着致相届ケ差追方致し候間兼而相触置候趣ニ心得高役人足并ニ宰領共夫喰其外手当い小金野御鹿狩御日限来ル三月十八日と被 仰出候ニ付同十八日暁七ツ時

即記庁投行に丁目気許見。守可申候、此廻状令請印不限昼夜刻付ヲ以順達留り村ゟ馬喰町御用屋敷

御鹿狩役所江可相返者也

此廻状井之内村ゟ受取三月五日亥下刻奉拝見候之堀村ゟ継立申也

馬喰町御用屋敷村数〆五拾六ヶ村

役所印

実籾村

名主 太郎左衛門

成東組合

和田村始

成候、先者用事計書外貴面之節緩々可申上候、早々頓首の米ニ而壱升壱合ニ御座候間松ヶ谷村抔者多人数之事故別段御問合可被合米ニ而壱升壱合ニ御座候間、其已前被仰越度奉願上候、野子義も十日之上来ル八月夕方迄否之義書面なり共被仰聞度奉願上候、野子義も十日の米ニの一方。 一次の一方では、若又私共村方ニ而相調候儀も御座候ハン御取調不残御持参ニ御座候哉、若又私共村方ニ而相調候儀も御座候ハン御取調のは、先者用事計書外貴面之節緩々可申上候、早々頓首

成東村

湯坂村

松谷村

和田村

板附村

**妊島村** 

求名村

94

#### 石村々御役人衆中

r 矣 追啓申上候、真木代金之儀も来ル八日迄ニ凡積りヲ以御取立御遣し可被

三月六日九ツ時ニ受取拝見仕候

(目録番号B-7)

# 【史料 60】真忠組事件ニ付捨札(竪冊)

新田地内ニ而御仕置ニ相成候捨札之写元治元甲子年三月廿九日、拾人之者共真忠組と唱候浮浪人小関村

Pけ青刀≜ こまき 右両総之内寄場親郷弐拾五ケ村江往還村外れ江建札ニ可致旨ニ被

津田英治郎家来ニ而

出奔いたし

小口順之助事

浪人三浦帯刀 子四拾九才

> 段旁々不恐 者夷人誅伐血祭ニ致し候抔申罵り刀抜掛高声ニ申威、軍用金抔と唱暴威 羽織を着させ帯刀をも為致、 蟻集致し候ニ随ひ貯等も無之日々飲食ニも差支候迚、多人数之者共江割 をひて獄門ニ行ふもの也 国剃金村地内ニおひて捕方人数ニ被取囲候節矢野重吾等一 丹 手向致候 者党類引連火縄附鉄炮并ニ抜刀、鑓、釼携罷越、剰音次郎旅宿江捕方役 其外武器類をも奪取、殊ニ下総国八日市場外壱ケ所江旅宿替いたし候節 を以富有之者ゟ米、金為差出又者名聞を量り窮民救として米、金為差出 等江理不尽ニ踏込炮発等致し、人民をとし差拒候節者是又打擲為致、 差出、差拒候者共を縛置手荒ニ打擲をもいたし、殊ニ無頼、 人討入候儀者不存候半も異変有之趣注進承り党類引纏得物携出張致、同 公儀仕方、右始末不届至極ニ付引廻之上小関村新開地内ニ 鑓、 鉄炮等携両総村々押歩行、所々百姓家 無宿等追々 或

子三月 津田英治郎知行

下総国香取郡佐原百姓惣七借家

与兵衛倅

国之助 子三十六才

内ニ而炮発等為致米、金、武器類可差出旨強勢を以申威品々奪取又者押内ニ而炮発等為致米、金、武器類可差出旨強理不尽ニ座敷江踏込党類出旨是又帯刀壱人任申ニ同意致し、同人其外之者共代々ニ槍、鉄炮等携出旨是又帯刀壱人任申ニ同意致し、同人其外之者共代々ニ槍、鉄炮等携出旨是又帯刀壱人任申ニ同意致し、同人其外之者共代々ニ槍、鉄炮等携出旨是又帯の表、夷人一掃いたし度旨上総国井之内村ニ罷居楠音次郎申聞候を最此もの義、夷人一掃いたし度旨上総国井之内村ニ罷居楠音次郎申聞候を最

地内ニをひて獄門ニ行ふもの也致候段旁々不恐。公儀を仕方、右始末不届至極ニ付引廻之上小関村新開同国剃金村地内ニをひて捕方人数に被取囲候節矢野重吾等一同一旦手向借致銘々得物携可罷出旨帯刀任差図、同人其外之者共一同出張致し候処、

### 子三月 永房之助知行

# 下総国匝瑳郡八日市場村百姓源蔵親

#### 伊兵衛 子四十六歳

之上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也と上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也

#### 大木八郎と申立候

#### 蕪里村無宿八郎

#### 子弐拾六歳

此もの義、夷人一掃いたし度旨上総国井之内村罷在候楠音次郎再度申勧

### 子三月 首東大九郎と申立候

## 堀上村無宿喜千次 子弐拾五才

### 子三月 山内額太郎と申立候

薄島村無宿六右衛門 子三十八才

の致し人数引纏得物を携、上総国井之内村二龍有候楠音次郎申勧候を最高致し人数引纏得物を携、上総国井之内村迄出張致侯段不恐 公儀を仕図致し人数引纏得物を携、上総国井之内村迄出張致侯段不恐 公儀を仕を示し所々百姓家江龍越炮発等為致前同様申威是又金子武器類等差別人数引纏得物を携、上総国井之内村迄出張致候段不恐 公儀を出す。文者押借いたし、殊二音次郎と立別れ下総国八日市場村福善寺三旅宿致候得共同類之者共江致差図、銘々帯刀為致前同様鑓、鉄炮抔携暴威を示し所々百姓家工龍越炮発等為致前同様申威是又金子武器類等奪取又を示し所々百姓家共正数差図、銘々帯刀為致前同様鑓、鉄炮抔携暴威を示し所々百姓家工龍越炮発等為致前同様申威是又金子武器類等奪取又を示し所々百姓家共江政差図、銘々帯刀為致前同様鑓、鉄炮抔携暴威を示し所々百姓家工龍越炮発等為致前同様申威是又金子武器類等奪取又を示し所々百姓家共江政差図、銘々帯刀為致前同様鑓、鉄炮环携暴威を示し所々百姓家共正教授の表別を結、地もの義、夷人一掃致度旨上総国井之内村二龍有候楠音次郎申勧候を最上、おいまの義、夷人一掃致度旨上総国井之内村二龍有候楠音次郎申勧候を最上、おいまの義、夷人一掃致度旨上総国井之内村に配有候楠音次郎申勧候を最上、

### 子三月 片海若太郎と申立候

### 小沼田村無宿若松 子弐拾六才

> ふもの也 方右始末不届至極ニ付引廻シ之上同国小関村新田地内ニをゐて獄門ニ行同人其外之者共一同得物携同国井之内村迄出張致候段、不恐 公儀を仕

# 子三月 広瀬村林三郎と申立候

広瀬村無宿留吉 子二十歳

の也

### 子三月 大網丑太郎と申立候

### 宿村無宿紋吉 子弐拾弐才

姓家江罷越党類内ニ而炮発為致若松供々強制申威、武器類其外品々奪取、数党を結ひ、同人任差図党類一同鑓、鉄炮等携同国村々押歩行、所々百一同下総国八日市場村福善寺江止宿罷在、其迄無宿之身分帯刀致し多人旨佐久間清一郎申聞候を最初実事と存候迚同意致、薄島村無宿六右衛門此もの義、三浦帯刀其外之もの共党を結ひ夷人一掃可致と右党類江可加

仕方、右始末不届至極ニ付引廻シ之上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行 其外之者共一同得物携上総国井之内村迄出張いたし候段、不恐 ふもの也 殊二楠音次郎旅宿江捕方役人討入候間加勢可致旨六右衛門任差図、同人 公儀を

#### (b) 旅日記

明治期東金町のチラシ、海水浴場の広告など多様な文化的史料が存在す る。そのうち、文久二年の旅日記を紹介する。 並木家文書のなかには幕末から明治期の旅日記、 温泉地の観光案内、

#### 子三月 青山伊賀守知行

下総国香取郡飯塚村百姓甚助 子三十四才

之弁も無之薄島村無宿六右衛門相頼加入之上浪人鎌方平蔵と名乗、下総 此者義、三浦帯刀外壱人夷人一掃之義を申触、所々押歩行候趣承り前後

国八日市場村福善寺ニ罷在其上一己之存付を以村内好蔵外三人方江罷越

郎旅宿江捕方役人討入候趣承り加勢可致旨得物携、 軍用金と唱、金銭可差出旨其外品々強勢ニ申威金銭為差出、 上総国井之内村迄出 殊二楠音次

張いたし侯段不恐 公儀を仕方、右始末不届至極ニ付引廻シ之上同国小

関村新田地内ニをゐて獄門行ふもの也

外二 井之内村 里見忠治郎と申立候者

片貝村

斎藤市之助と申立候者

右両人打首之御仕置也

子三月

【史料61】諸用日記帳 文久二歳戌ノ六月吉日(横半)

目出度覚

六月廿日

一三拾五文

四文

一百文

一弐拾文

小遣

□荷イン

舟橋はしせん 長沼村茶代両人

同廿日夜

銭三百三拾弐文 行徳いせ屋泊り

同百四文 行徳舟ちん

外二四拾八文酒手

一四拾八文

行徳ニ而あんま

廿一日

弐百三拾文

行徳ニ而泊り酒代

(目録番号A-5)

一拾六文 江戸芝口しら玉

六百六拾四文 高輪昼喰四人割

一百文 品川茶代四人割

四拾八文 大森和中散

百拾弐文 茶代四人割

廿 一 日 一弐拾八文 わらじ

一三百七拾弐文 かな川大米や泊り

四拾八文

同大米やニ而酒代

同廿二日

七拾弐文 程ヶ谷茶代四人割

九百弐拾四文 藤沢はし手前

昼喰酒代四人割

白玉

拾六文

百拾六文

ひらつか酒代三人割

弐拾弐文 同舟ちん

弐百三拾弐文 藤沢よりひら塚迄馬代

外五文

六月十八日大磯御祭礼

三百四拾八文 大磯宮代や泊り

百六拾文 大磯宮代や酒代四人割

小田原町手前ニ而かち渡り

サカハ舟ちん五十三文

世三日

一百拾六文 小田原はし元酒肴あま酒

茶代共四人割

弐拾六文 金壱朱ト わらじ 国府つ昼喰酒代四人割

銭三百拾弐文

弐拾文

たばこ

六月廿三日大磯宮代屋出立ニ而角太郎埴谷村八重右衛門并ニ前之内村 御手形無御座候而者迚も御通セ不申候間無是悲小田原立帰り仲宿すし 無之候ニ付御関所差支ニ付同村茶屋之主江申談シ候得共御公儀様ゟ之 治左衛門夫婦二而相州根府川村御関所迄着仕候処右治左衛門妻御手判 や彦兵衛宅江壱泊仕候、尤先年者御関所も早川村石橋村米カミ村右

小田原より熱海江順路根府川御関所手前ニ茶屋アリ、夫よりよし浜村

之村客分ニ而二夜三日之御願御聞済被為有候得共只今ハ厳重ニ御座候

ニ茶屋アリ、よし浜より熱海江三リ

小田原より豆州熱海江七里 御関所 根府川、箱根、ねん坂

野我之ミ六寺

廿三日夜

一銭三百四拾八文

小田原泊り

廿四日小田原出立

一百文

たばこ

茶代

四文

一百四拾文 よしはまニ而昼喰弐人割

一四拾文 茶代弐人

右者六月廿四日八ツ時熱海山田屋彦四郎宅江着仕侯、直様入湯いたし侯

戌ノ六月廿四日ゟ七月九日朝迄湯治仕侯、 九月出立ニ而修善寺村浅羽

安右
安右衛門宅江七ツ
宅
江
七ツ
ツ時着、
着
同月十四日
十
日
迄
湯
1日迄湯治仕
1迄湯治仕候
+
应
日
期出
岦
=
十四日朝出立二而芦

同廿七日 一弐拾四文 同月廿六日 是ゟ入湯中入用控 六月廿四日 一三拾弐文 一金壱朱 **六月廿五日** 一百八拾文 一八文 一五拾六文 一拾文 一弐拾八文 一百文 四文 四文 弐百文 一六月廿四日八ツ着仕候、以上 の湯記伊国屋迄七ツ時着 目出度覚 髪結せん あま酒 湯せん 入湯代 筆入、水のみ あま酒 足袋修復、せんたくちん 世んたくちん単物、めり安、あせとり 焼ちう、八十右衛門江礼 はん切 はし、じきろう もち、井之内村客人参り候ニ付 山田屋召使中江、両人割 同丗日 同二日 一四文 同廿九日 七月朔日 一拾五文 一四拾八文 八文 六月廿八日 一百文 一弐拾文 一拾弐文 一四拾文 一拾弐文 四文 一弐拾八文 四文外二八文 ふんどし、きやはん、股引せんべい だんご 髪結せん 湯せん とうふ あま酒 あま酒 菓子 は し 入 伊豆山村滝之湯ニ参り小遣

一金壱朱ト

はし箱、其外品々

同三日

八日四ツ時頃迄雨天 同五日も夜雨天 同四日雨天 一三拾弐文 七月大雨 七月六日大雨天ライアリ 一拾六文 一銭拾文 一拾弐文 八文 一弐拾文 八八文 八八文 一拾弐文 四拾八文 八文 拾六文 百文 三百三拾弐文 百四拾八文 弐拾八文 弐拾四文 弐拾八文 四文 かさ代 すし もち あんま 小遣 もち あま酒 酒代 あじ 髪結せん 見湯せん 煙草せん 熱海温泉ヱヅ本弐冊 下総国ナガラ山村ヲ□ヲ遣し 塩せんべい ハカマ、煙草入 コノハカ修善寺村山中ニアリ 元禄十六癸未年暦当五百年忌 征夷大将軍左源頼家尊霊 一三拾弐文 一弐拾文 百文 三拾六文 ニラ山江川太郎左衛門様御ダイモクヲトノフテ棟札頂戴仕候 金弐朱ト 南城村成竹ト申処ニテ御公儀様御鉄砲鋳る之白ヤグラニツ 熱海ゟ軽沢之間ニ而鶴マキ山ノ小馬形峠ト申処有之乱情之折カラニゲ 豆州上枡村城山ト申処ニテョリトモ様センバノヲリカラニムチヲトシ 七月九日熱海山田屋より出立仕候、修ぜん寺浅葉安右衛門宅ニ同日七 テフシャウョリ城山ノ上ョリ川田畑へダテ弐拾丁ヲモ馬ニテ畑中ニト 其ムチツキ候よりサカサノ竹生ル也、是ハ大バンジャクノ高山也、此 此辺ホト、キス多し 迚も此峠迄クルコト不叶ト申テ弓ノツルユクトユフ也、此所ニテヨリ ツ半時着仕候、熱海ヨリ峠上峠地蔵アリ ビ右畑中ニ石アリ、此石馬ノツメノアト今ニ有之 トモ様馬シス、其馬ノ形チ矢ノホニテ木馬ニキザミ御堂ヲ今ニ有之、 コモリ沢甚敷候得共安く峠ニノボル故軽沢と名ク、ヨリトモ様テキハ 元久元年七月十八日 わらじ あんま 煙草 妙振書 かごちん 熱海より平井村之

### 蒲冠者源範頼公御廟

十七日快晴

一弐拾四文

煙草壱ツ

八八文

コノ御ハカハ修善寺山内ニアリ

日出度覚

一七月九日七ツ半時修善寺浅羽安右衛門宅江着仕候

十日

四拾八文 修善寺ヱヅ

弐拾文 弐拾四文 たまご

たばこ

七月十八日

五拾弐文

一拾弐文

山生魚

箱根畑枝折十二枚

七月十七日

同月十七日九ツ時箱根芦の湯出立小田原寿しや彦兵衛方江一宿

芦の湯大権現勧化弐人割

一百六拾四文

一弐拾四文

十一日

煙草壱ツ

一拾弐文 十二日少々雨

十三日雨天

煙草壱ツ

弐拾八文

同月十四日 浅羽屋出立ニ而箱根芦の湯記伊国屋まで同日七ツ時着仕

候、以上

箱根権現坂山生魚名物也

十九日

一四拾八文 十八日夜

一六百三拾弐文

程ケヤクハヤ泊り酒肴 程ヶ谷クハヤ泊り、あんま 一拾弐文

だんご

わらじ、煙草

102

馬入舟ちん

サカハ舟ちん 大磯テンビンボフ

弐拾弐文

弐百弐拾四文

一六拾四文

七月十九日

一三百弐拾四文

一三拾文

一三拾八文

わらじ、小遣

カナ川小遣

七月十四日雨天

目出度覚

一弐拾文

弐拾四文

七月十五日

十六日快晴

箱根芦の湯二逗留仕候、当日大雨ニ御座候 たばこ わらじ

弐拾四文

煙草壱ツ

一百文

かうし漬

川崎昼喰酒肴代

四拾文 百弐拾四文

茶代

一弐拾四文 煙草壱ツ (裏表紙) 上総国武射郡

同十九日 一五百八拾文

品川村田や泊り酒肴

廿日

一百三拾弐文

弐百六拾四文

品川ゟ舟チン大橋迄

ウラ附

箱根湯治之儀者下より入湯いたし末芦の湯二罷居候、以上

来ル七月十五日小田原仲宿寿しや彦兵衛宅ニ而出会可仕筈取極メ申候、

以上

治左衛門殿

六月廿四日

前之内待合人

安右衛門 八重右衛門

覚

一封金六両

一封金七両 外二

一金壱両

金拾四両ト

銭拾壱文也

又外ニ金壱分

当百拾六枚

四文銭百文

一びた銭

東金町在求名村

並木角太郎

(目録番号M 18 - 2)

# (C) 近代相撲の功労者高砂浦五郎

が興味深いものである。 さらに、次の二点の文化史料の概要を紹介する。片々たる史料である

一つは慶応三年と四年(明治元)の二枚の相撲番附(Q2-6、R68

5) である(口絵参照)。

はその一つである。

のよう。 で、相撲年寄阿武松庄吉に入門し、東海大之助と名乗って力士生活に入て、相撲年寄阿武松庄吉に入門し、東海大之助と名乗って力士生活に入相撲で活躍したのち、安政六(一八五九)年、二十二才のとき江戸へ出 三男として生れ、幼名伊之助といった。体格の大きかった伊之助は、草三男として生れ、幼名伊之助といった。体格の大きかった伊之助は、草高砂浦五郎は、山辺郡大豆谷村(東金市大豆谷)に農業山崎金兵衛の

浦五郎の四股名を貰った。明治四年には前頭筆頭の地位にまで昇った。年、念願の入幕を果たし、酒井侯から領国播磨の名勝高砂に因んで高砂郎と称することになった。それから更に五年たった明治二(一八六九)年、番付が三段目に進んだ時、姫路藩主酒井その後元治元(一八六四)年、番付が三段目に進んだ時、姫路藩主酒井

活も不安定となった。ところが、その年の廃藩置県により力士達は旧大名らの保護を失い、生ところが、その年の廃藩置県により力士達は旧大名らの保護を失い、生

尽力した。
この頃の相撲界では、年寄(親方)が大きな権力を握り、力士達の生尽力した。
この頃の相撲界では、年寄(親方)が大きな権力を握り、力士達を結活は非常に不安定であった。そこで浦五郎は明治六年、現役力士達を結活は非常に不安定であった。そこで浦五郎は明治六年、現役力士達を結だまずにて、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化に大いて、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化にない。

紙であり興味深い。 特に「史料 63」の手紙は、名古屋興行成功直後の明治七年十二月の手特に「史料 63」の手紙は高砂と郷里の人々の強い絆を示している。

えている。
一月二十日頃には自分も帰郷して作業に加わる心積もりであることを伝のこの手紙の中でも、屋敷の普請について細々とした依頼をし、年明け郷里の後援者たちにその差配を委ねていた。明治七年十二月二十五日付 二の頃高砂は、大豆谷村に老母を住まわせる屋敷の普請を行っており、

(千葉県文書館所蔵前嶋家文書エ 39

後便可申上候、草々以上

竹屋三郎兵衛様 前嶌 治助様 五月三日

高砂浦五郎

【史料 63】高砂浦五郎の書簡

(千葉県文書館所蔵前嶋家文書チ 3)

切置被下度、呉々茂善吉殿・重兵衛殿右両人江 尚又、スノバ物置之義もフキ替ニ致度候間 然ル処、名古屋表大場所天気都合宜敷、去ル 趣候処、弥以皆々様御壮健之由、恐悦奉申上候 態々以手紙申上候、時分柄追而寒気ニ 御頼被下度、骨折所ハ何程ニ而も差上候間 カヤ等も御取揃置被下度候、土台岩之義者 着早々普請ニ取懸り候様致度、呉々茂御心添被給候 候様御取計方願度、何分世話敷身分ニ候間 之義も私着前ニ木材・瓦其外入用之品揃へ置 蒸気ニ而積送り差上申候、且又下拙義も来一月廿日頃 餘も申請、格別之天幕坏も頂戴致、何れ近々 廿二日千秋楽ニ相成、殊の外大入ニ付、幟り弐百本之 随而当方不替無事ニ罷在、乍恐御安慮被下度候 二ハ其地へ着致心得ニ候間、左様御承知被下度、然ルニ板蔵 間違

七一山をかまちまれてきななん

ちちのの大大なないかをないない

きまったは、からと、サントの引在一切 なったなからる素格は数なりととし

こかっるなられるないのはまちゃんなんなない

日かるとうないとろいとというと

かっているりかんろうる 好かけんなるなはなせるはよう

御噺申上侯、早々已上 十二月廿五日

無之様情々御頼置被下度候、

餘者拝顔刻二

ちんとうなかられているなっちま

もうりないるはるならんとななるの

ヤヤさんなきるいかなるとなる

を大人にかきていたけるいはいない

我かられるないいけられるでした それろう"九不んこかへれるのあても

それはそうかをちかれるある

かってると

うなあるう

浦五郎

実方 今井佐右衛門様 重郎平様 治助様

残り候間御悦被下度、尚又愛知県御管内百弐十万石 尚々、今度興行残り金之義ハ出千三百両余も 尾・三両国相撲取締役被仰付、月拾三円

頂戴仕候間、

是又御悦被下度候

在三年间村里海公子市

りしらうとくいろうよるとをいるうちゃん

らしていなるりがっているいっているの

了开住海豚

るればるとくというか

106

### 【史料 64】 森山信谷の書簡

(d)

遊歴の絵師森山信谷

もう一つの史料は遊歴の絵師森山信谷の次の書簡である。

二而モよろしく御座候、以上今日ハ風ト快晴珍重不過之常に一枚二付金弐朱位可然奉存候、是ハ神紀被致候テハ如何ニ候哉料ノ処ハー枚ニ付金弐朱位可然奉存候、是ハー枚ニ付金弐朱位可然奉存候、是ハー枚ニ付金弐朱位可然を存は、といる。

大きるとうで かっていめる

るめりなったはモダラなどの

りれかしょういろいりれれま

的自含的年度的智力的

われてるいろうろう

たははないかりょうとはかったい

丁八几十块 情的色子是

覚太郎様 信谷村田 内

座下

(目録番号A2-7-6)

のなかから、たった一点のこの書簡を見出したときには驚喜した。ったが或ることからこの名前を知ることになり並木家文書の大量の書簡信谷や秋琴の名を知る人は殆どなかろう。私自身も全く未知の人物であこの書簡は絵師秋琴を紹介した何の変哲もない書簡であり、無名の絵師

記』と称する慶応四年から明治八年にかけての日記であった。

「万日紹介した。なかでも興味深かったのは当主土屋虎之助が記録した『万日たのみであり、さほど気にもとめなかった。その後、土蔵の解体に伴うたのみであり、さほど気にもとめなかった。その後、土蔵の解体に伴うよ屋家文書の調査に着手するこになったが、次々と貴重な文書が発見さたのみであり、さほど気にもとめなかった。土屋家の襖絵や欄間、小子の全貌は『いすみ市域の古文書拾遺』(私家版、二○一三年刊)に、上屋家文書の調査をしたときであった。土屋家の襖絵や欄間、外市大原の土屋家文書の調査をしたときであった。土屋家の襖絵や欄間、私が初めて信谷の名を目にしたのは、平成十九(二○○七)年、いす私が初めて信谷の名を目にしたのは、平成十九(二○○七)年、いす

この日記の特色は維新期、激動の時代の日記であると共に書き手の土この日記の特色は維新期、激動の時代の日記であると共に書き手の土している。

さらに、昨年(平成二十五年)十月、東金市求名の城西国際大学水田

と線がつながることを期待したい。

在のところ史料や作品の確認はとれていない。これからの発見により点

恐らく、この間、九十九里浜の網主家にも滞在したと思われるが、現

さらに明治四年には大原に滞在したことも判明し三つの点がつながった。

を作成していることが判明した。は「壬申仲冬写於客舎」とあり、明治五年十一月、並木家に逗留し、画まくりの書画のなかから信谷と秋琴の作品が発見された。秋琴の作品にさらに、最近、並木家文書の書籍、書画類の追加調査をしたところ、

ようになる。

そこで、現在までに判明している信谷、秋琴の動静を確認すると次の

明治三年十月「庚午抄冬上澣日写信谷山樵森功」

(武射郡井之内村齋藤滄洲肖像画裏書)

明治四年八月二日 床場ニて酒はじまり夜ニ入酒二升要右衛門方ゟと

人之酌女へ弐朱ツゝ遣ス。りて竹屋へ持参、荒木の、夷隅川、真力、信谷先生同道、祝儀四

道して河漏亭へ来る。十一月四日(信谷をたよりて来りし秋琴と申ス画工尋ね来り信谷同

明治五年四月九日(信谷、秋琴両人寓遊中画料として去暮信谷へ五両

弐分渡し、外ニ金弐百疋ツュ両人江餞別遣ス

(夷隅郡大原町 土屋家文書「万日記」)四月十二日 此日信谷、秋琴両人出立

明治五年十一月「壬申仲冬写客舎」

(東金市求名 並木家書画裏書)

には、再び山武地方に遊歴し、求名村に滞在していたものと推測される。し、明治四年八月からは半年近く大原に逗留し、その後、明治五年十月これにより、信谷、秋琴は明治三年十月には井之内村の齋藤家に滞在

こともわかった。

こともわかった。

本の後、城西国際大学水田美術館の学芸員堀内瑞子、山口真理子両氏の後、城西国際大学水田美術館の学芸員堀内瑞子、山口真理子両氏の後、城西国際大学水田美術館の学芸員堀内瑞子、山口真理子両氏